

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和2年12月10日付け国自安第148号、国自旅第333号、国自整第233号により、その取扱いを令和3年3月31日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いは令和3年6月30日までとなりましたのでお知らせします。

また、休車期間を令和3年3月31日までと申請（令和2年12月31日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間は令和3年6月30日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.（2）の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとします。